

THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES

京都信用保証協会レポート

2017



あなたの企業の一員に



京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO



理事長 麻生 純

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動および経営計画等を掲載したディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2017」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、最近の府内経済情勢は緩やかな拡大に転じつつあります。企業の生産活動や海外輸出に関しては底堅く推移しているほか、訪日外国人を中心にホテル等観光関連産業についても依然として好調を維持しています。一方、原材料価格や海外政治経済情勢、人手不足など今後の懸念材料もあり、中小企業を巡る状況は必ずしも楽観視できるものではありません。

こうした情勢のもと、当協会におきましては、金融機関や行政機関をはじめとする関係機関等との連携による「オール京都」の力を集結し、府内中小企業者の成長・発展をサポートしてまいりました。

また、企業に寄り添った創業・経営支援メニューの充実に加えて、本年度より生産性に課題を持つ事業者に対する外部専門家派遣事業「京都プロアップサポート」創設や創業にかかるスキルを身につけた当協会認定による「創業サポーター」の養成、創業セミナー開催など府内中小企業の持続的発展を支える新たな取組みを始めているところです。

本年6月には信用保証協会法等の改正法が成立し、保証協会が行う業務として「経営支援」が明記されました。当協会におきましては改正内容を踏まえ、各部署での小委員会立ち上げに着手しており、更なる経営支援体制を整えられるよう準備を進めているところです。

平成29年度につきましても、中小企業の日線に立った金融支援・経営支援の実施により、地域経済や地域活性化に貢献できるよう尽力してまいりますので、引き続きご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

あなたの企業の 一員に

■ 経営理念	1
■ 協会の概要	2
■ 中期事業計画・年度経営計画について	3
■ 平成28年度の主な取組み	6
■ 信用保証の実績	10
■ 平成28年度事業報告	19
■ 広報活動	24
■ 信用補完制度について	28
■ 信用保証の概要	30
■ コンプライアンス態勢	38
■ 役員構成	42
■ 組織機構図	43
■ 本所・支所のご案内	44

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

表紙／ 京都府内15市10町1村には、各地に伝統と高いブランド力を持つ自然環境、観光名所、産業など豊かな資源が在ります。今年度の表紙には、京都が誇る代表的な地域資源をイメージした16種類のイラストを組み合わせ、その魅力と活力を表現しました。

協会の概要

◆ 概 要

平成29年3月31日現在

名 称	京都信用保証協会		
設 立 認 可	昭和14年8月1日		
根 拠 法 律	信用保証協会法		
役 員 構 成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等		
所 在 地	京都市右京区西院東中水町17番地（京都府中小企業会館内）		
基 本 財 産	520億円 〈内訳〉		
	基 金	76億円	
	基金準備金	444億円	
利用企業者数	26,274企業		
事 業 規 模	保証承諾額（平成28年度）	10,054件	
		1,984億円	
	保証債務残高	50,253件	
		7,186億円	
役 職 員 数	常勤役員	5名(非常勤役員16名)	
	職 員	152名	

◆ 創立からのあゆみ

昭和14年	4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年	8月 1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年	8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年	9月 6日	業務開始
		所在地 京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33 富国会館内
昭和25年	3月25日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町675-2
昭和30年	7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年	7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立転移の登記完了
昭和30年	8月 1日	本所事務所移転
		所在地 京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年	9月 2日	本所事務所移転
		所在地 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内
昭和50年	3月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年	12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年	9月	保証債務残高1兆円突破
平成26年	9月 6日	創立75周年を迎える

中期事業計画・年度経営計画について

◆ 第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

京都信用保証協会は、厳しい経営環境にある地域の中小企業者等の事業維持・発展を最優先にした取組みを進め、保証利用企業への寄り添った伴走支援を強化します。また、関係機関と連携し、オール京都体制で「金融と経営の総合支援サービス」の推進を図って参ります。

コンプライアンス態勢については一層の推進を図り、計画の実現のため風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていきます。

以上を踏まえ、平成27年度から29年度までの3カ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取組んで参ります。

1 企業に寄り添った「金融と経営の総合支援サービス」の推進

- (1) 中小企業者等のライフステージに応じた経営支援の推進
- (2) 適正保証及び各種保証制度の推進
- (3) 広報活動の充実

2 債権管理の合理化・効率化

- (1) 求償権先の実態に応じた債権管理業務
- (2) 効率的で効果的な債権管理業務

3 コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

4 働きがいのある職場環境作りと人材育成

5 利便性向上を目指した環境整備

◆ 平成29年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府内の景気動向は、一部に改善の遅れもみられますが緩やかに回復基調を続けています。

製造業の生産活動は、アジア市場でのスマートフォンや自動車向けの電子部品・デバイスが好調を維持しており、全体としては回復傾向にあります。また非製造業についても、外国人観光客が引き続き増加傾向にあり、旅館・ホテル等観光関連がけん引役となり明るい兆しが見られます。一方、和装関連については依然として低水準の生産が続いています。

設備投資については様子見の状態が続いていましたが、企業収益の改善等を背景として、特に製造業を中心に維持更新・能力増強に加え研究開発機能強化を計画している企業も多く、投資マインド持ち直しへの期待も高まっています。設備投資と同様、足踏み状態が続く公共投資に関しても、政府の補正予算による押し上げ効果により下げ止まりが予測されています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

海外では中国をはじめとするアジア経済の先行きや米国大統領就任による政策転換など、政治・経済動向の不確実性が高まっています。一方、国内に目を向けると、政府の各種政策などを背景に回復の動きが強まっていますが、原材料の上昇や人手不足など中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

2. 業務運営方針

このような状況のなかで、当協会は府内中小企業者等の事業維持・発展のため、行政機関、金融機関等関係機関と密接に連携し、オール京都体制によりこれまで以上に中小企業者等の目線に立った伴走支援を行い、地方創生・地域活性化に向けて貢献します。

また、中小企業者等にしっかりと寄り添い、課題や悩みを共有し、信頼関係を築きながら、企業のライフステージに応じた創業支援・経営支援・再生支援を行うなど、質の高い「金融と経営の総合支援サービス」を提供し、企業の事業維持・発展を力強く後押しします。

また、債権管理については、引続き効率的・効果的な取組みに努めます。

コンプライアンス及び危機管理態勢については一層の充実を図り、より信頼される保証協会を目指すとともに、働き甲斐のある職場環境作りと人材育成を進めます。

以上を踏まえ、平成29年度は次の事項を主要項目として取り組んで参ります。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ①地域金融機関を積極的に訪問し、金融機関と緊密に連携しながら、企業の課題解決のための金融支援・経営支援を提案します。
- ②創業セミナーや創業勉強会を実施するとともに、行政機関、金融機関等関係機関との連携を図るなど、創業者に寄り添った創業支援を強化します。
- ③事業承継問題を抱えている中小企業者等に中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、事業承継支援の充実を図ります。
- ④条件変更先の返済正常化への取組みや経営の安定に支障が生じている企業の経営健全化への道筋をつける取組みなど、経営改善に向けた企業の経営支援を推進します。
- ⑤中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」を活用した経営支援を推進します。
- ⑥保証後の継続的なフォローアップ、積極的な再生支援等の取組みにより中小企業者等の経営改善を支援します。
- ⑦京都府、京都市協調融資制度を保証推進の柱とし、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。

(2) 債権管理の合理化・効率化

- ①代位弁済後において、速やかな求償権先の実態把握に努め、回収可能性の早期見極めと適切な初動対応、進捗管理の徹底により、状況に応じた債権管理を行います。
- ②代位弁済後も事業継続しながら誠実に返済履行し、経営者が再生に強い意欲がある求償権先について、求償権消滅保証等により再生支援を推進します。
- ③管理事務停止や求償権整理を推進するなど、効率的かつ効果的な債権管理に努めます。

(3) コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ①公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の推進・強化を図ります。
- ②公平・平等・公正な審査を徹底し、反社会的勢力等の関与案件については、関係機関と緊密な連携を図り徹底排除します。
- ③内部統制システムの充実・強化を図り、適正な業務運営を確保します。

3. 保証承諾等の見通し

平成29年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,800億円	85.7%
保証債務残高	6,600億円	91.7%
代位弁済	170億円	85.0%
回収	34億円	91.9%

平成28年度の主な取組み

◆ 創業支援の取組み

行政・金融機関・関係機関等との連携を図り、創業支援に積極的に取り組みました。

○創業セミナー“京、コトはじめ”の開催

平成28年5月14日、同年7月2日、当協会が主催する女性のための創業セミナー“京、コトはじめ”を開催し、94名の参加がありました。また、セミナー参加者のうち具体的に創業を検討している方を対象とした“京、コトはじめ”勉強会も開催しました。



(創業セミナー“京、コトはじめ”)



(“京、コトはじめ”勉強会)

○各支所における創業支援の取組み

山城支所管内の「宇治・城陽・久御山チャレンジスクエア」、南丹支所管内の「かめおか・ドリームサポート」をはじめ、各支所においても関係機関等と連携のうえ創業セミナーや相談会を開催しています。今後も1人でも多くの創業につながる支援に努めます。



(宇治・城陽・久御山チャレンジスクエア合同開催セミナー)



(かめおか・ドリームサポート創業相談会)

平成28年度の創業に係る保証承諾は、創業関連保証の積極的な推進等の効果もあり123件（前年度比121.8%）5億83百万円（同123.6%）と大幅に増加しました。

また、創業計画策定等を支援する創業バリューアップサポート「チャレンジ」は、年度内に11企業の支援が完了しました。

今後も、積極的に創業支援に取り組みます。

◆ 経営支援の取組み

オール京都による統合型中小企業支援モデルのもと、中小企業者等に寄り添った経営支援に取り組んでいます。

○経営改善計画策定サポート（費用補助）

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画を策定された中小企業者を対象に、計画策定費用の1/6（最大20万円）を補助しています。

平成28年度は114企業・約19百万円の費用補助を行いました。なお、これまでに延べ450企業、約70百万円の費用補助を行っています。

○京都バリューアップサポート

京都バリューアップサポートは、経営に悩みを抱える企業に対する無料の専門家派遣事業です。平成24年8月の開始から700社を超えるお客様にご利用いただきました。

【京都バリューアップサポート派遣メニュー別完了実績】

メニュー	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
フルサポート	34	78	41	126	97	376
ワンデイサポート	25	25	11	83	49	193
プラスサポート		3	19	22	20	64
スーパーサポート				42	62	104
チャレンジ（Ⅰ・Ⅱ）			5	10	11	26
合計	59	106	76	283	239	763

【京都バリューアップサポート概要】

名称	派遣内容	
京都バリューアップサポート	フルサポート	専門家が深掘りしながら経営のアドバイスを行います。最終回は、専門家から企業様への報告会として取引金融機関も参加のうえ、提案内容を共有します。 【派遣回数：最大5回】
	ワンデイサポート	事前の面談でお伺いした経営の悩みに対して、専門家がピンポイントでアドバイスします。【派遣回数：1回】
	プラスサポート	ワンデイサポートやフルサポートを受けていただいた企業様に対して、実施後に再度専門家がお伺いします。【派遣回数：最大3回】
	スーパーサポート	経営診断や専門家派遣後のモニタリング支援等について、専門家がアドバイスを行います。【派遣回数：最大12回】
創業バリューアップサポート	チャレンジⅠ	創業予定者が創業セミナー等で作成された創業計画書のブラッシュアップを行います。【派遣回数：5回程度】
	チャレンジⅡ	創業から3年間のモニタリングにより、事業が軌道に乗るようサポートします。【派遣回数：6回程度（年に2回程度）】

○企業訪問活動

事業内容の把握に加え、企業のライフステージに即した各種保証制度や経営支援メニューを提案するため、当協会職員がお客様の事業所を積極的に訪問しています。平成28年度は、本支所合計で861企業に訪問しました。

平成28年度の主な取組み

◆ 再生支援の取組み

業況不振に陥った中小企業者を一社でも多く再生させるため、京都府・京都市協調の中小企業再生支援資金（旧 中小企業再生支援融資）の活用等により積極的に再生支援に取り組みました。また、金融機関や行政機関など再生担当者が一堂に会する「京都再生ネットワーク会議」を年2回（6月・12月）開催し、知識や情報の共有を行いました。

1. 中小企業再生支援協議会二次対応企業に対する協会関与（平成29年3月末）

（金額単位：百万円）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	合 計
保証承諾 企業数	0	10	14	18	11	17	20	15	17	49	68	51	20	11	321
条件変更 企業数	0	0	0	0	1	0	1	1	1	15	34	49	21	22	145
第二会社 方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4
合 計	0	10	14	18	12	17	21	16	18	64	102	101	42	35	470
従業員数	0	485	636	1,211	363	979	1,382	645	1,142	1,966	3,948	4,456	1,648	998	19,859
保証件数	0	24	43	55	28	37	64	59	51	129	158	91	32	19	790
保証承諾額	0	1,755	3,075	4,479	2,672	3,234	5,640	3,607	3,902	8,850	10,341	4,919	1,580	1,061	55,116

2. 京都府・京都市協調中小企業再生支援資金（平成17年4月創設～平成29年3月末）

（金額単位：百万円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	合 計
企業数	93	66	52	59	55	74	64	78	109	86	41	25	802
従業員数	4,686	2,095	1,983	1,970	2,453	2,137	1,798	1,503	1,701	1,288	642	383	22,639
保証件数	179	139	99	147	178	215	185	236	266	186	114	79	2,023
保証承諾額	16,673	11,043	9,541	12,387	16,777	20,311	14,681	16,509	17,629	10,550	5,977	5,638	157,716

再生支援にかかる平成28年度の保証実績

京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、11企業10億61百万円で、引き続き全国1位となりました。

中小企業再生支援資金による再生の取組みは25企業56億38百万円の保証実績となりました。この結果、再生企業の従業員383名の雇用維持が図れ、地域経済に対して大きく貢献することができました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行ってまいります。

京都再生ネットワーク会議講演内容

開催日	講師	講演内容
平成28年6月17日	(株)日本経営 取締役副社長 丹羽 修二様 (株)日本経営エスディサポートヘルスケア事業部長 横井 将之様	「診療報酬改定・医療法改正を踏まえた金融機関の対応について」
平成28年12月2日	(株)ジャパン・マーケティング・コミュニケーションズ 代表取締役社長 宮本 恵司様 専務取締役 田井中秀公様	「新しい知恵が支える地域名門企業再生の道」

(※会議開催日時時点の役職を記載しています。)



(平成28年度第1回再生ネットワーク会議)



(平成28年度第2回再生ネットワーク会議)

◆ 事業承継支援の取組み

当協会では、平成28年4月に創設した独自の保証制度「事業承継円滑化保証」、中小企業診断士等専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」、京都府事業引継ぎセンターや京都中小企業事業継続・創生支援センター等「関係機関との連携支援」、以上3つのメニューで事業承継支援に取り組んでいます。

経営者の高齢化や後継者不在など事業承継に関するご相談がございましたら、ぜひ当協会までお問合せ下さい。



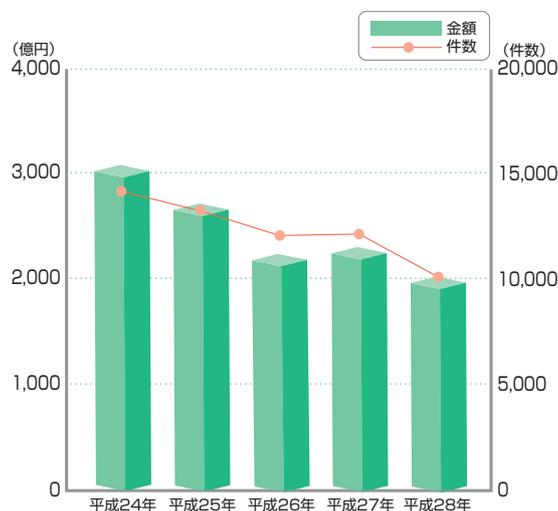
信用保証の実績

◆ 最近5年間の保証状況

保証承諾

(単位：百万円・%)

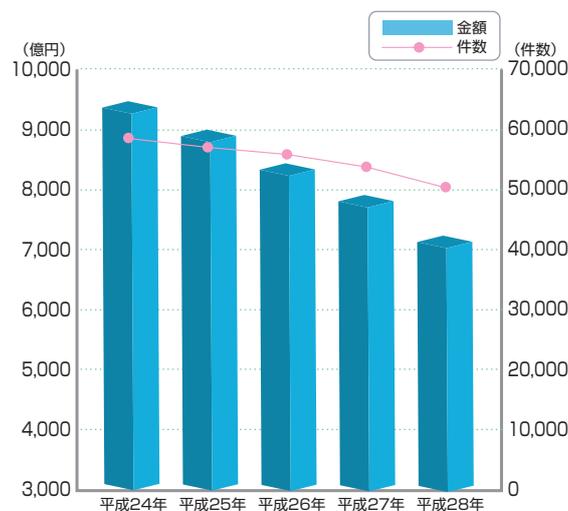
年度	件数	金額	前年度比
			(%)
24	14,113	305,724	97.7
25	13,182	268,586	87.9
26	12,016	220,030	81.9
27	12,086	226,799	103.1
28	10,054	198,400	87.5



保証債務残高

(単位：百万円・%)

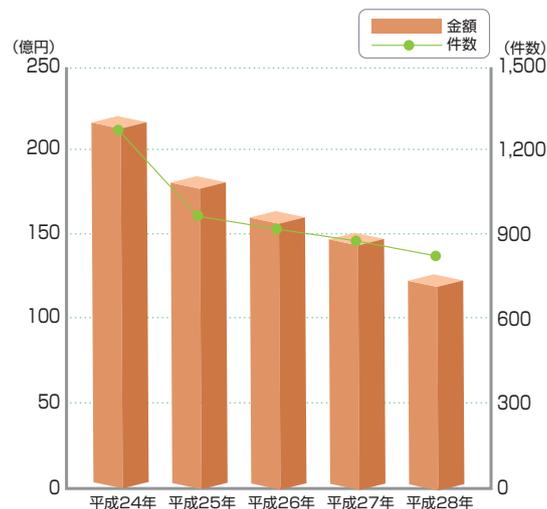
年度	件数	金額	前年度比
			(%)
24	58,420	946,249	95.4
25	56,940	898,056	94.9
26	55,761	841,067	93.7
27	53,692	787,245	93.6
28	50,253	718,621	91.3



代位弁済

(単位：百万円・%)

年度	件数	金額	前年度比
			(%)
24	1,274	21,918	96.9
25	968	18,307	83.5
26	922	16,204	88.5
27	880	14,902	92.0
28	827	12,407	83.3



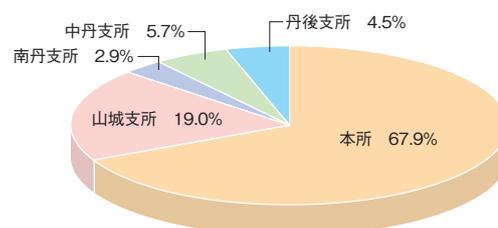
◆ 平成28年度 本支所別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	6,320	134,804	86.6
山 城 支 所	2,188	37,747	92.8
南 丹 支 所	378	5,746	70.1
中 丹 支 所	665	11,225	90.8
丹 後 支 所	503	8,878	89.9
合 計	10,054	198,400	87.5

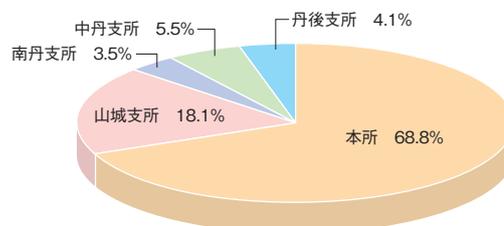
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

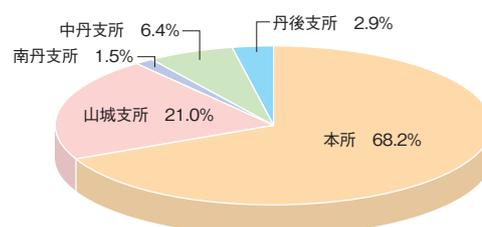
区分	件数	金額	前年度比
本 所	32,947	494,202	90.9
山 城 支 所	9,547	129,934	93.1
南 丹 支 所	2,104	25,370	89.7
中 丹 支 所	3,050	39,560	91.8
丹 後 支 所	2,605	29,555	91.1
合 計	50,253	718,621	91.3



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
本 所	549	8,463	76.4
山 城 支 所	151	2,606	91.5
南 丹 支 所	23	186	106.9
中 丹 支 所	64	796	198.1
丹 後 支 所	40	355	88.5
合 計	827	12,407	83.3



信用保証の実績

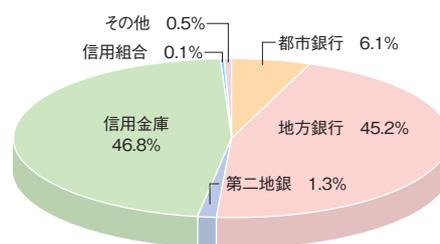
◆ 平成28年度 金融機関群別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	370	12,152	107.7
地方銀行	4,335	89,625	92.5
第二地銀	115	2,539	84.0
信用金庫	5,159	92,850	81.1
信用組合	22	239	99.9
その他	53	995	116.0
合計	10,054	198,400	87.5

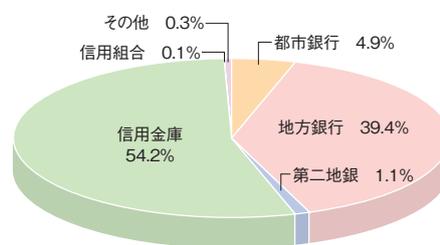
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

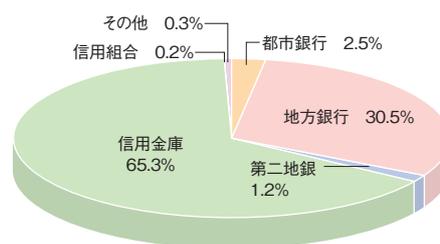
区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	1,850	35,266	90.5
地方銀行	18,502	283,140	92.3
第二地銀	610	8,130	88.7
信用金庫	28,968	389,509	90.7
信用組合	102	527	77.4
その他	221	2,048	104.8
合計	50,253	718,621	91.3



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	27	310	44.9
地方銀行	259	3,788	96.6
第二地銀	9	144	56.8
信用金庫	525	8,097	81.2
信用組合	3	26	258.4
その他	4	42	81.3
合計	827	12,407	83.3



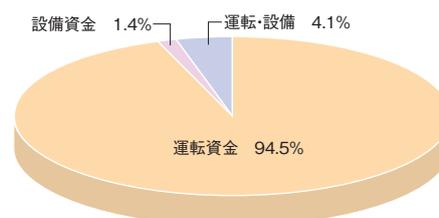
◆ 平成28年度 資金使途別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	9,139	187,522	87.9
設 備 資 金	335	2,719	64.5
運 転・設 備	580	8,159	88.9
合 計	10,054	198,400	87.5

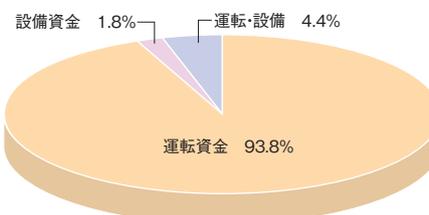
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

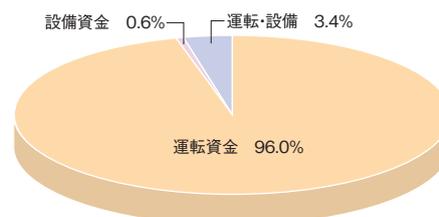
区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	45,212	673,960	91.3
設 備 資 金	2,200	13,010	85.4
運 転・設 備	2,841	31,651	92.9
合 計	50,253	718,621	91.3



代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
運 転 資 金	772	11,911	83.0
設 備 資 金	12	73	30.6
運 転・設 備	43	423	132.0
合 計	827	12,407	83.3



信用保証の実績

◆ 平成28年度 制度別

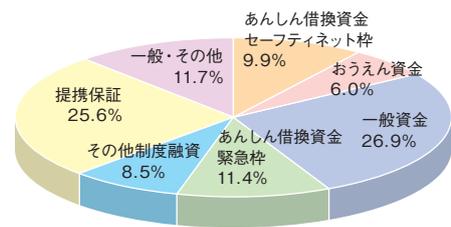
保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	601	19,568	68.3
おうえん資金	2,241	11,908	70.3
一般資金	2,508	53,436	98.3
あんしん借換資金 緊急枠	958	22,662	78.0
その他制度融資	1,090	16,771	94.6
提携保証	1,741	50,842	93.4
一般・その他	915	23,213	90.5
合計	10,054	198,400	87.5

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

構成比(金額)

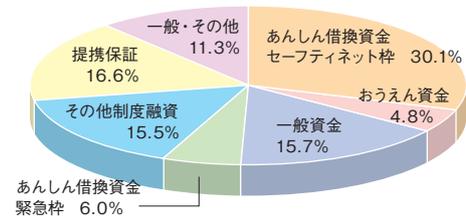


保証債務残高

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	14,879	216,223	79.1
おうえん資金	9,758	34,593	94.2
一般資金	6,803	112,999	101.5
あんしん借換資金 緊急枠	2,215	43,186	124.8
その他制度融資	5,263	111,214	93.7
提携保証	6,445	119,296	98.3
一般・その他	4,890	81,111	89.0
合計	50,253	718,621	91.3

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計

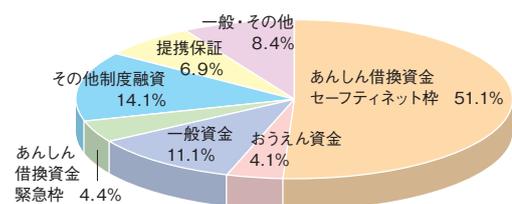


代位弁済

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換資金 セーフティネット枠	314	6,334	91.0
おうえん資金	132	509	106.1
一般資金	90	1,382	93.5
あんしん借換資金 緊急枠	36	540	133.7
その他制度融資	79	1,749	68.1
提携保証	68	856	65.7
一般・その他	108	1,037	60.7
合計	827	12,407	83.3

提携保証は、スーパータイムリー、京カサポート、ネクストの合計



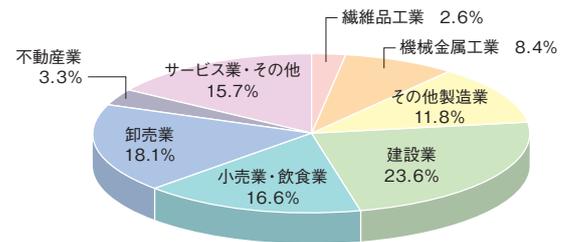
◆ 平成28年度 業種別

保証承諾

(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	291	5,128	75.8
機械金属工業	682	16,607	78.5
その他製造業	1,026	23,389	91.8
建設業	2,518	46,774	88.8
小売業・飲食業	1,999	32,857	89.8
卸売業	1,427	35,960	87.7
不動産業	407	6,622	94.9
サービス業・その他	1,704	31,062	85.8
合計	10,054	198,400	87.5

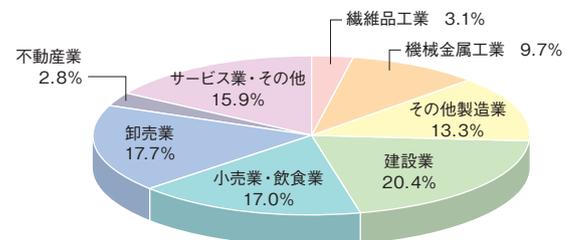
構成比(金額)



保証債務残高

(単位：百万円・%)

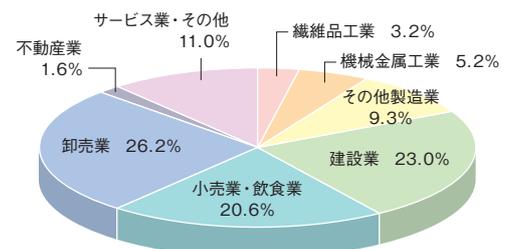
区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	1,719	22,385	89.2
機械金属工業	3,572	69,684	91.0
その他製造業	5,565	95,491	90.4
建設業	11,249	146,646	91.6
小売業・飲食業	10,433	122,451	91.9
卸売業	6,987	127,414	90.1
不動産業	2,047	20,479	93.1
サービス業・その他	8,681	114,071	92.7
合計	50,253	718,621	91.3



代位弁済

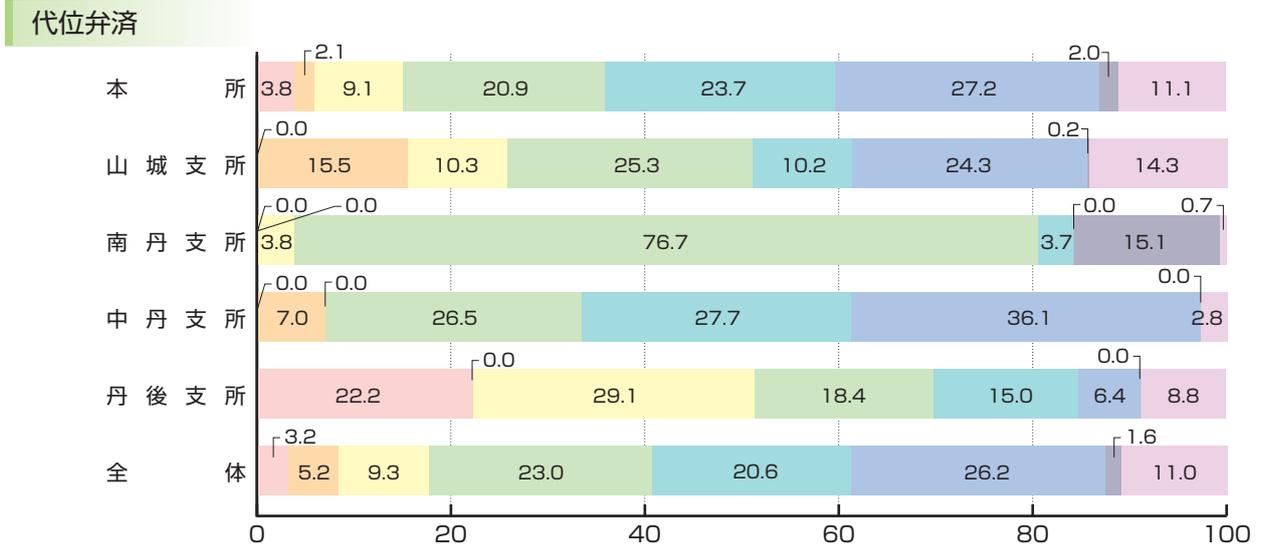
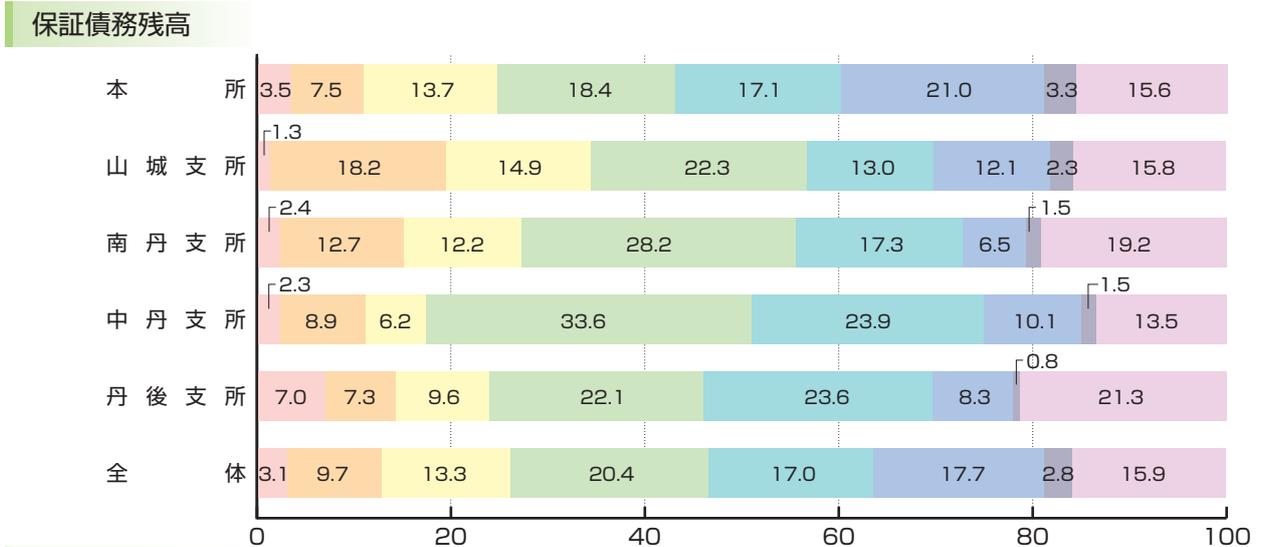
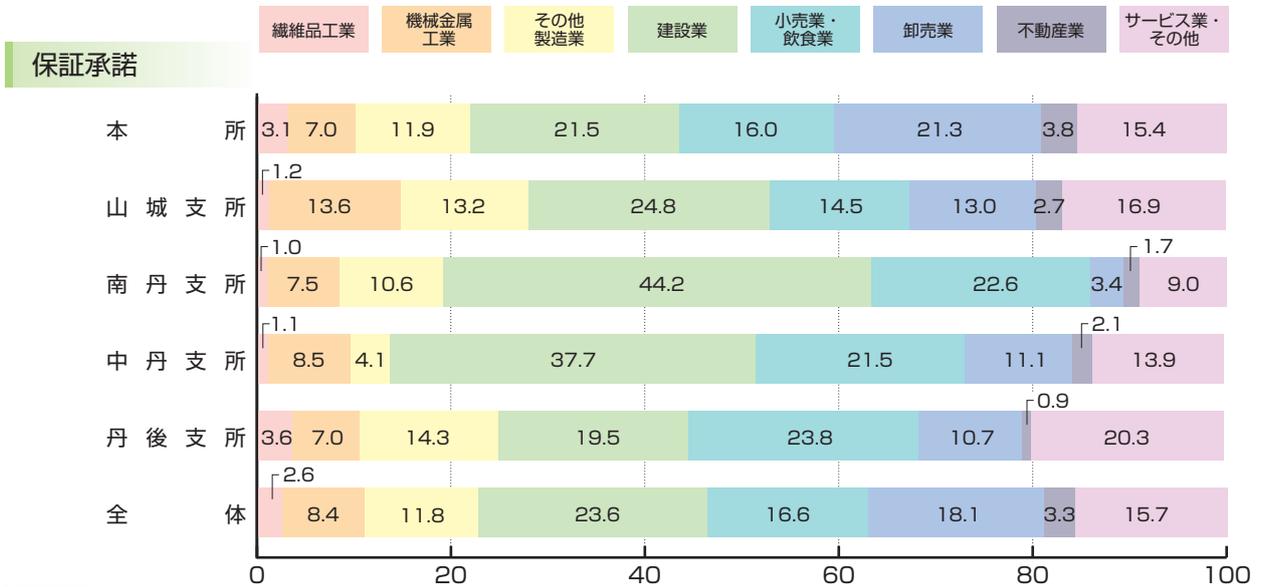
(単位：百万円・%)

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	28	398	83.2
機械金属工業	26	639	91.8
その他製造業	70	1,150	52.7
建設業	198	2,847	114.5
小売業・飲食業	216	2,556	69.7
卸売業	154	3,246	89.4
不動産業	26	203	102.3
サービス業・その他	109	1,367	87.7
合計	827	12,407	83.3



信用保証の実績

◆ 本支所別の業種構成比（金額）



◆ 創立以来の事業概況

(単位:百万円)

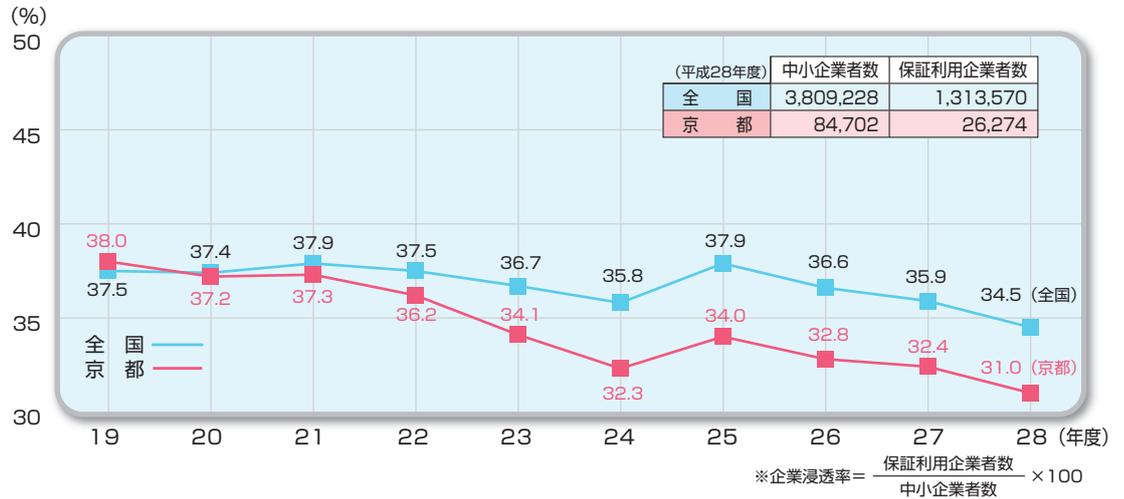
年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14~平成2	585,509	2,830,293	40,919	346,298	35,493	102,205	21,032	66,948	384	312
3	19,574	221,331	42,534	367,478	467	4,069	717	2,945	262	653
4	21,945	240,716	45,900	389,933	936	10,843	660	3,040	544	2,371
5	23,505	237,078	51,328	423,054	991	9,409	663	3,284	789	3,758
6	23,278	246,410	56,431	434,420	1,064	7,731	650	4,370	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
26	12,016	220,030	55,761	841,067	922	16,204	293	3,873	536	4,770
27	12,086	226,799	53,692	787,245	880	14,902	287	3,654	469	3,489
28	10,054	198,400	50,253	718,621	827	12,407	302	3,522	495	3,473
累計	1,199,156	12,181,039	—	—	79,011	549,242	36,580	220,168	—	—

※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額(元金)、求償権残高は帳簿残高

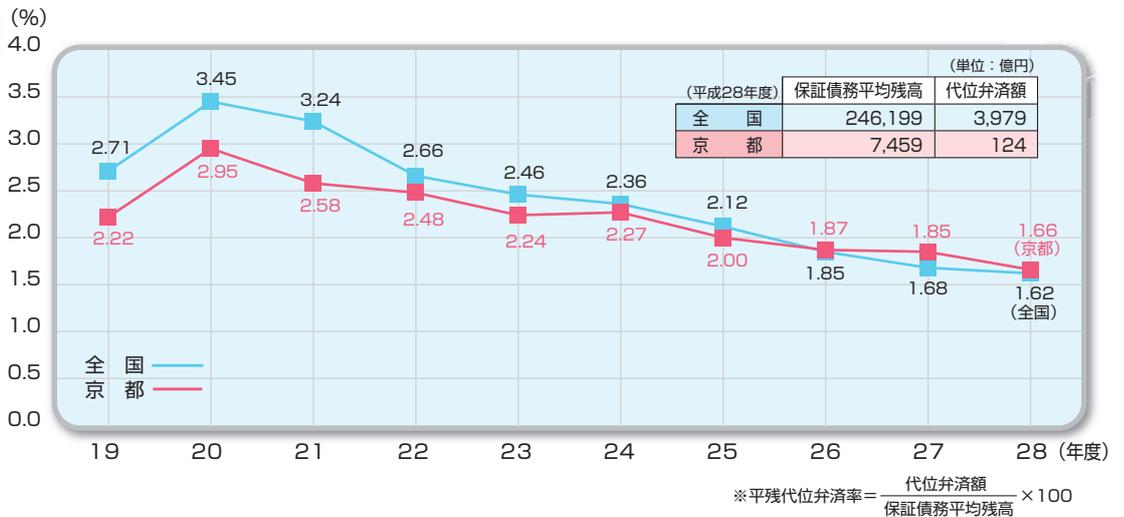
信用保証の実績

◆ 浸透率・代位弁済率・回収率

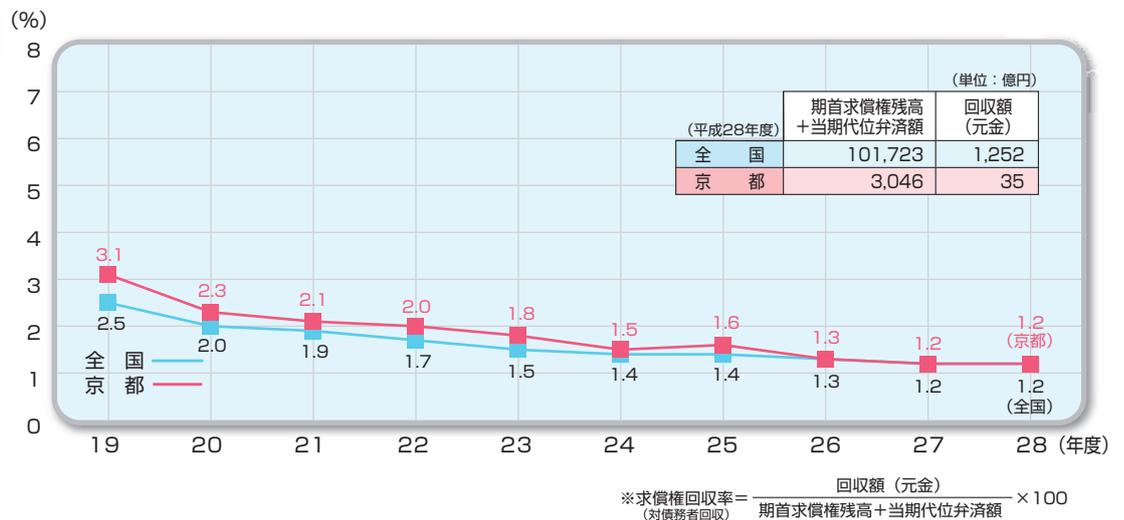
企業浸透率



平残代位弁済率



求償権回収率



平成28年度事業報告

◆ 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	74,746	基本財産	52,000,175,036
預け金	44,593,770,946	基金	7,626,378,434
有価証券	60,795,800,000	基金準備金	44,373,796,602
動産・不動産	989,339,477	制度改革促進基金	0
保証債務見返	718,621,285,777	収支差額変動準備金	26,000,000,000
求償権	3,472,907,078	責任準備金	4,382,368,075
雑勘定	1,981,373,773	求償権償却準備金	946,269,353
未収利息	51,230,665	退職給与引当金	1,118,008,000
未経過保険料	1,923,062,854	損失補償金	0
その他	7,080,254	保証債務	718,621,285,777
		求償権補てん金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	27,386,445,556
		仮受金	146,624,061
		保険納付金	406,805,791
		損失補償納付金	55,474,392
		未経過保証料	26,645,191,080
		未払保険料	4,220,000
		未払費用	128,130,232
合 計	830,454,551,797	合 計	830,454,551,797

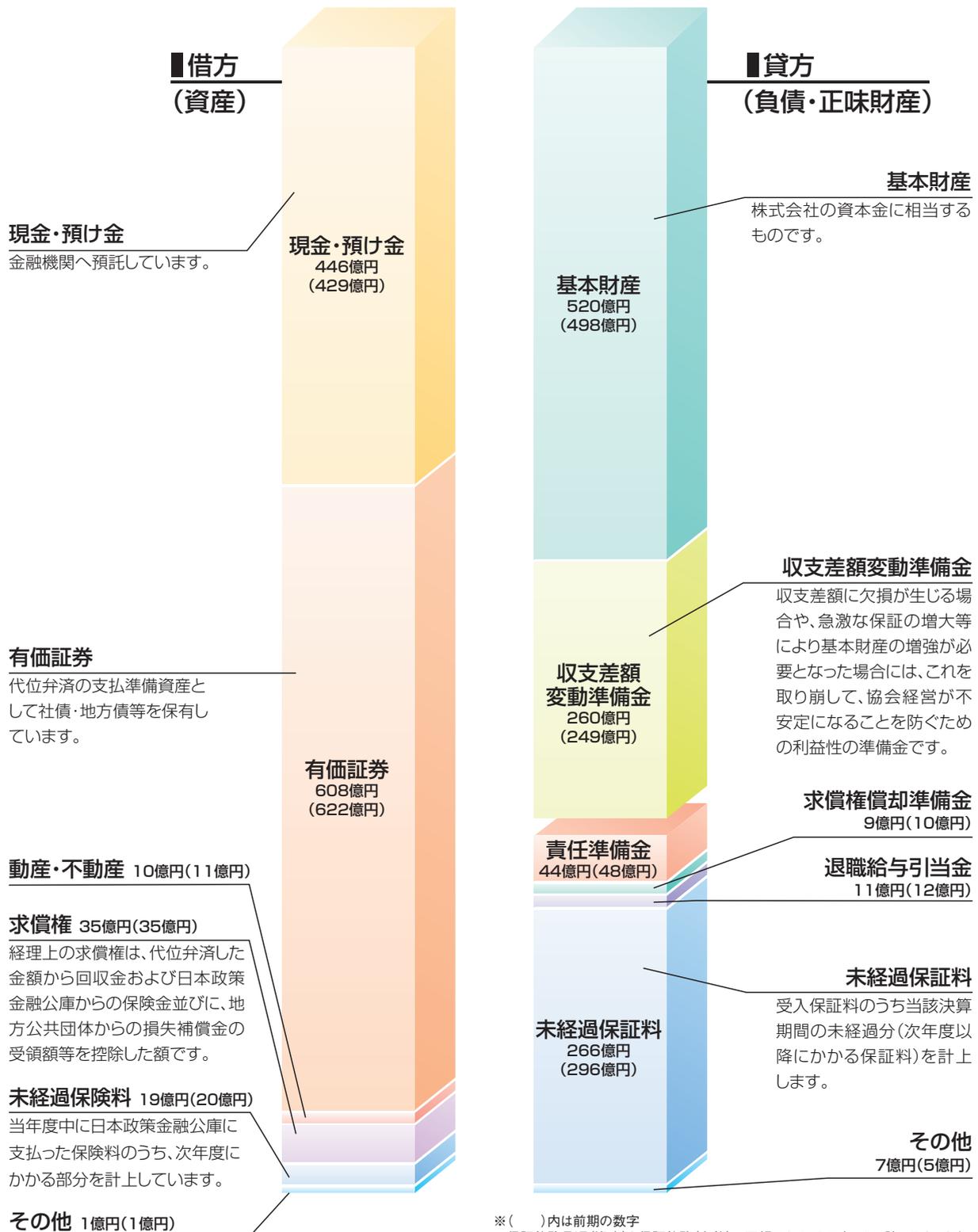
◆ 財産目録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	74,746	責任準備金	4,382,368,075
預け金	44,593,770,946	求償権償却準備金	946,269,353
有価証券	60,795,800,000	退職給与引当金	1,118,008,000
動産・不動産	989,339,477	損失補償金	0
保証債務見返	718,621,285,777	保証債務	718,621,285,777
求償権	3,472,907,078	求償権補てん金	0
雑勘定	1,981,373,773	借入金	0
		雑勘定	27,386,445,556
合 計	830,454,551,797	合 計	752,454,376,761
		正味財産	78,000,175,036

◆ 貸借対照表《図解》



※()内は前期の数字
 ※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いてあります。
 ※各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

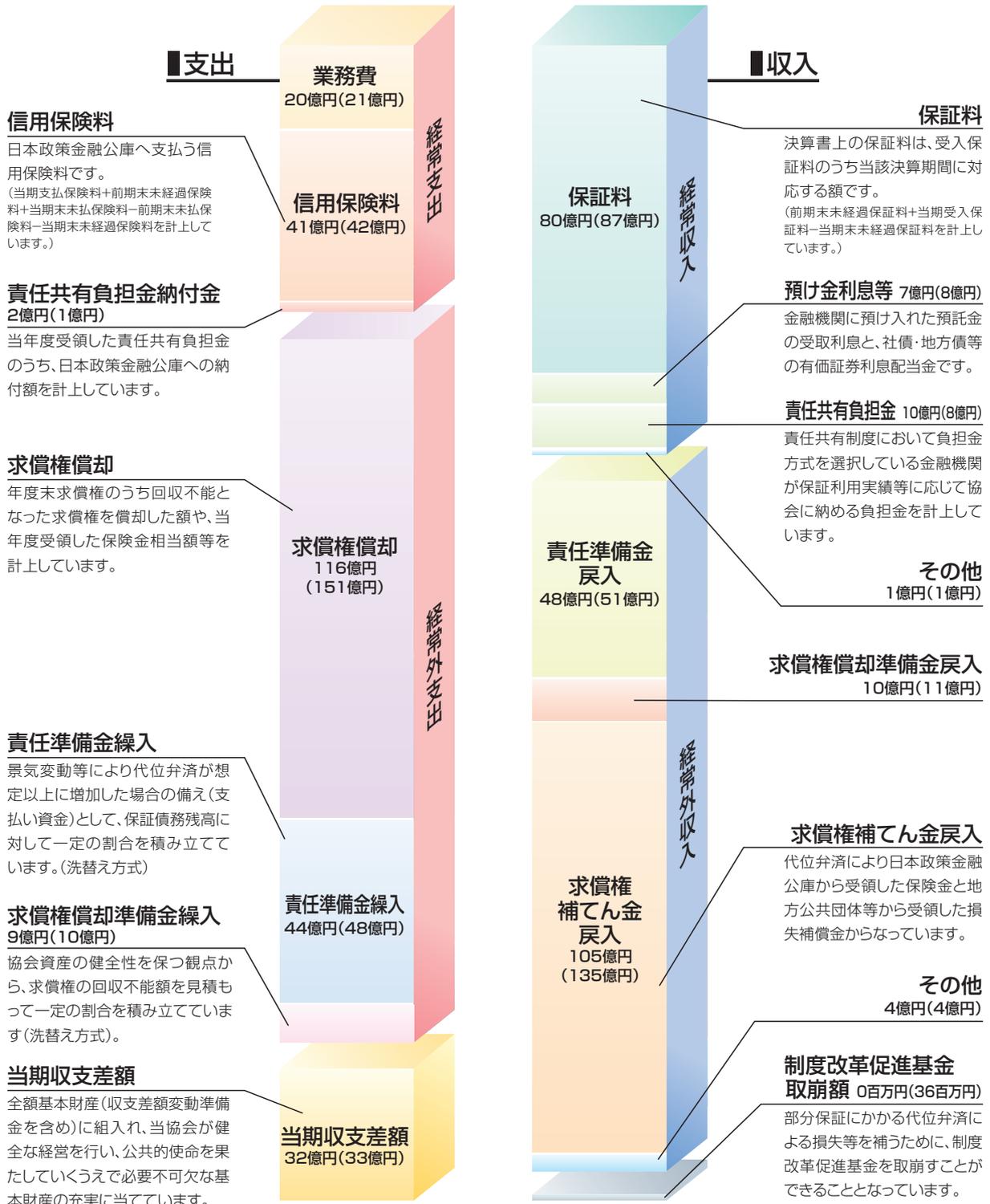
◆ 収支計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	6,284,653,986	経常収入	9,832,904,218
業務費	2,040,272,549	保証料	7,958,255,803
借入金利息	0	預け金利息	27,099,633
信用保険料	4,054,283,990	有価証券利息配当金	662,245,803
責任共有負担金納付金	189,676,401	延滞保証料	488,425
雑支出	421,046	損害金	111,996,487
		事務補助金	28,507,550
		責任共有負担金	973,481,000
		雑収入	70,829,517
経常収支差額	3,548,250,232		
経常外支出	16,992,338,796	経常外収入	16,689,951,023
求償権償却	11,615,508,896	償却求償権回収金	369,813,704
雑勘定償却	39,203,170	責任準備金戻入	4,800,469,209
退職金	8,983,300	求償権償却準備金戻入	978,341,518
責任準備金繰入	4,382,368,075	求償権補てん金戻入	10,477,560,611
求償権償却準備金繰入	946,269,353	保険金	9,066,202,629
その他支出	6,002	損失補償補てん金	1,411,357,982
		その他収入	63,765,981
経常外収支差額	-302,387,773		
制度改革促進基金取崩額	0		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	3,245,862,459		
収支差額変動準備金繰入額	1,089,000,000		
基本財産繰入額	2,156,862,459		

◆ 収支計算書《図解》

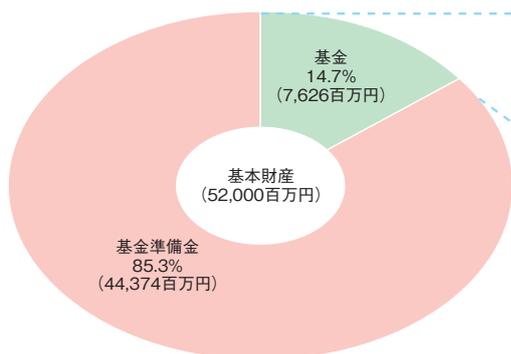


※()内は前期の数字
 ※各項目の数字は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

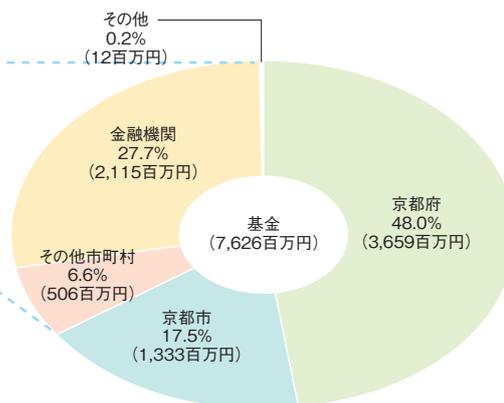
◆ 基本財産の状況

基本財産の現状

(平成29年3月末現在)

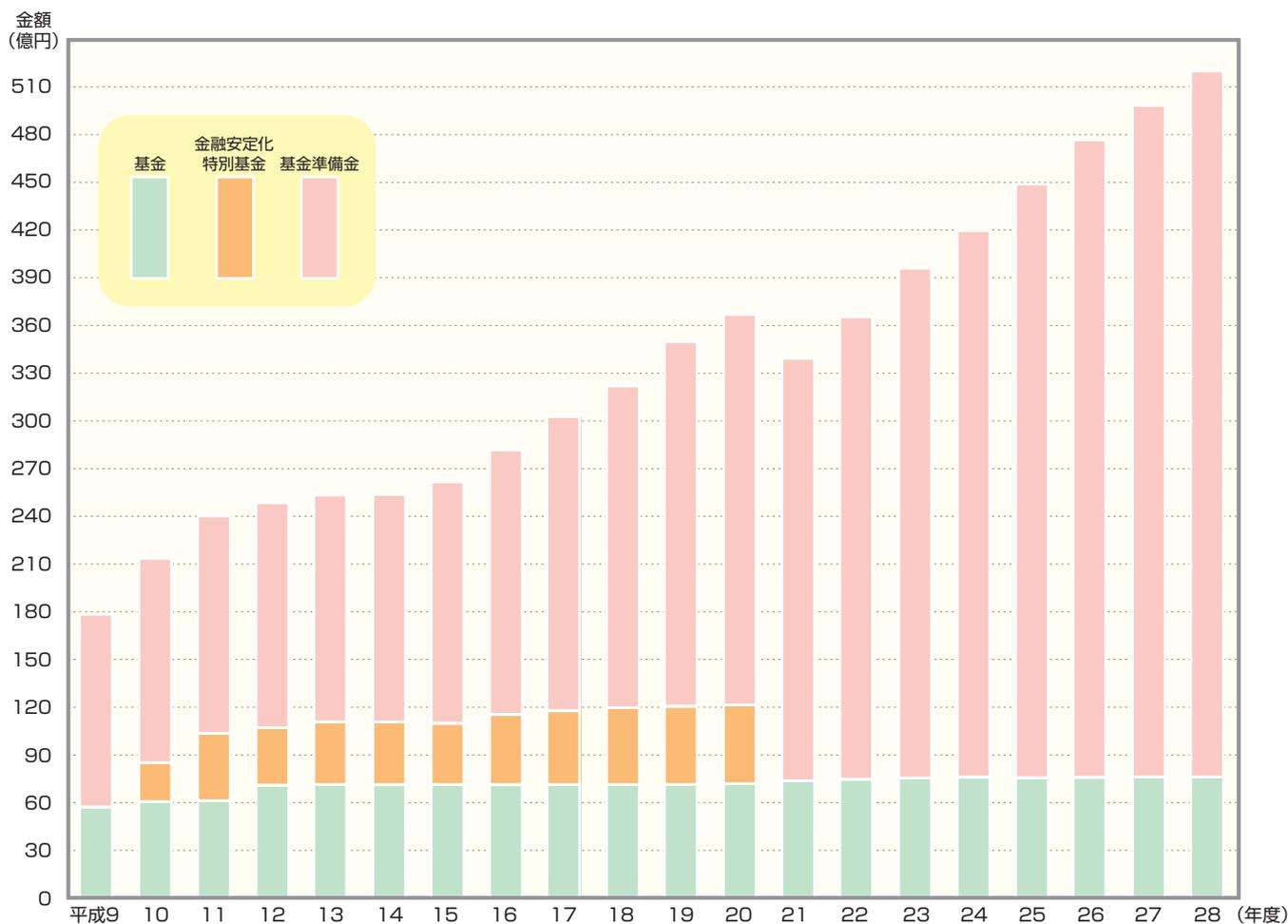


基金の内訳



(注) 1. 基金準備金は協会の収支差額(収支差額変動準備金を控除後)の累積額。
2. 京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。

基本財産の推移



広報活動

ホームページによる情報発信

当協会ホームページでは、保証協会の概要、各種保証制度の紹介や経営支援メニューなどタイムリーな情報を掲載しております。

今後も、皆様のお役に立つ情報を随時更新いたしますので、ぜひご活用下さい。



各種広報物の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府および市町村、金融機関、商工会・商工会議所等に配布しています。

昨年度に引き続き、平成28年度も京都嵯峨芸術大学（平成29年4月嵯峨美術大学に校名変更）との産学連携プロジェクトとして「保証月報」表紙の作画を依頼しており、「京都の世界遺産」をテーマに学生が描き上げた個性豊かなデザインが表紙を飾りました。



※「保証季報」につきましては当協会ホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。

「保証のてびき」をリニューアルしました

保証申込から期中管理までの事務手続や書式などを一冊にまとめた「保証のてびき」を改訂し、関係機関に配布しました。



京都バリューアップサポート専門家派遣事例集の発行

中小企業診断士等専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」をより広くPRするため、これまでの派遣事例を取り纏めた事例集を作成しました。制作については、京都嵯峨芸術大学の協力を得て、マンガ調の親しみやすい内容となっています。



報道機関へのニュースリリース

平成29年2月17日 京都新聞掲載



平成29年5月6日 京都新聞掲載



ビジネスフェアへの出展

平成28年10月19～20日に「中信ビジネスフェア2016（主催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ）」、平成29年3月1～2日に「京都ビジネス交流フェア2017（主催：京都府、公益財団法人京都産業21）」がそれぞれ京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、当協会も出展しました。

各ビジネスフェアでは、デジタルサイネージや各種リーフレット等により、当協会の創業・経営支援の取り組み等についてご案内しました。



(中信ビジネスフェア2016)



(京都ビジネス交流フェア2017)

会議・研修に講師を派遣しました

平成28年8月7日、京都府中小企業診断協会・理論政策更新研修に嵯峨専務理事、平成29年1月23日、日本公認会計士協会京滋会主催「関西地区三会共催研修会」に上原常務理事が講師として参加しました。

信用保証制度のほか、当協会が取組む専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」を紹介するとともに、関係機関との連携強化を図ることができました。



(京都府中小企業診断協会・理論政策更新研修)



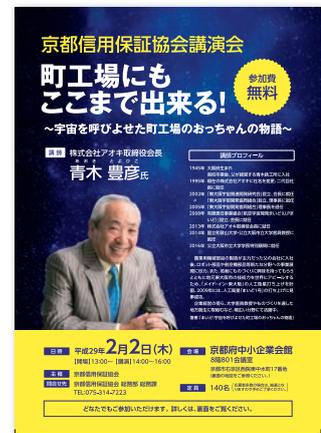
(関西地区三会共催研修会)

京都信用保証協会講演会を開催しました



平成29年2月2日、京都府中小企業会館にて、当協会では初めての試みとなる講演会を開催しました。日常業務とは違ったかたちで地域社会に貢献できないかと職員間で議論を重ね、当協会をご利用いただいている中小企業者様をはじめ一般の方も対象とした講演会の開催を企画しました。

当日は、“ものづくりの街”大阪府東大阪市で航空機部品等を製造する(株)アオキ取締役会長 青木豊彦様を講師にお招きし「町工場にもここまで出来る！～宇宙を呼びよせた町工場のおっちゃんの物語～」と題して、事業の苦境を乗り越えたエピソードや人工衛星「まいど1号」の打ち上げ成功秘話などを経営者目線で熱くお話いただきました。



海外視察研修を受け入れました

平成29年2月22日、公益財団法人太平洋人材交流センターが行う海外視察研修の受入れを行いました。海外視察研修の受入れは、平成15年以降毎年続いており、今回で14回目となります。

今回は、アフリカ地域を中心に11か国11名の研修員が来協され、信用補完制度や当協会の最近の取組事例について説明しました。



地下鉄駅構内・新聞・フリーペーパーへの広告掲載

当協会主催の女性のための創業セミナー“京、コトはじめ”PRの一環として、平成28年4月、6月の2回にわたり、京都市営地下鉄京都駅や四條駅のホーム一面に同セミナーの広告を掲出しました。また、地元新聞や地域に密着したフリーペーパーにも広告を掲載したことで、定員を大幅に超えるご応募をいただきました。

【京都駅・四條駅ホーム】



(京都市営地下鉄 京都駅)



(京都市営地下鉄 四條駅)

【京都新聞】

【京都リビング新聞】

信用補完制度について

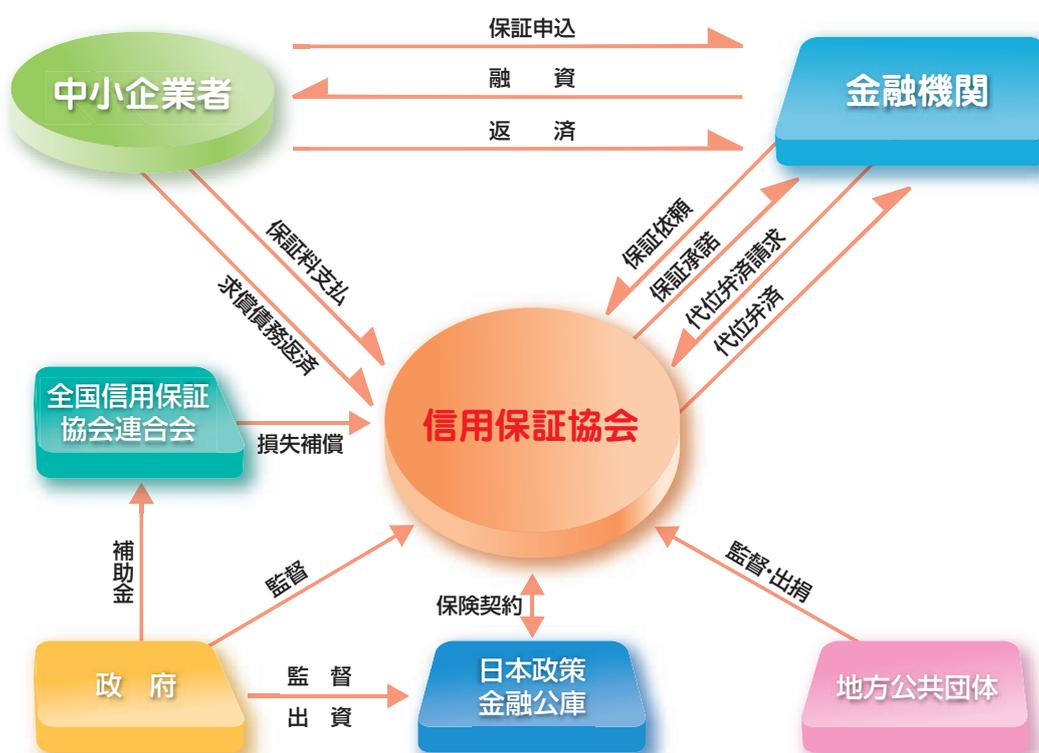
信用保証協会は、中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等に応じています。

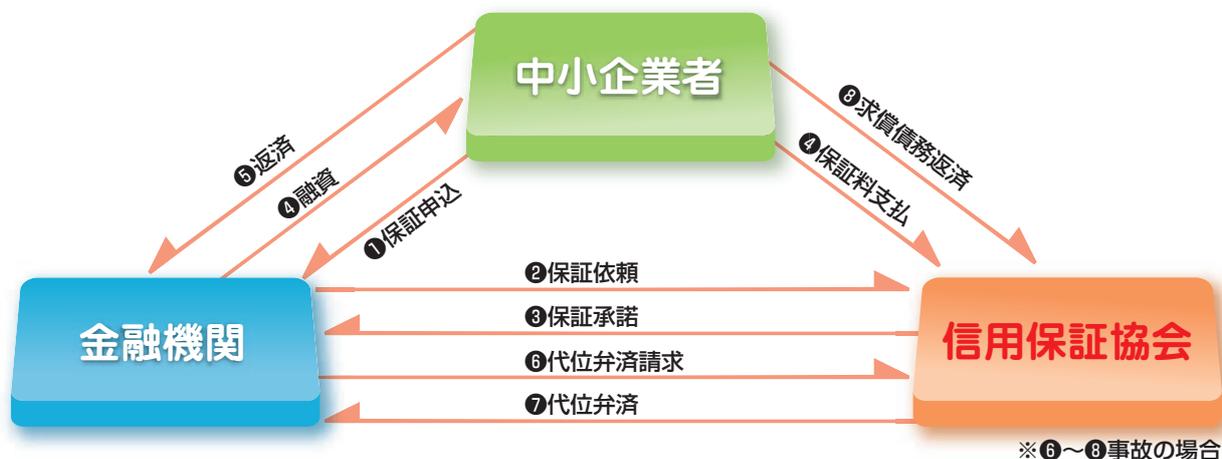
現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国をあわせて51協会が設けられています。

◆ 信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成り立つ信用保険制度の総称です。



① 信用保証制度のしくみ



- ①～② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

② 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の概要

◆ 保証対象となる方

○所在地

- ・ 個人の場合は、住居または事業所のいずれかが京都府内にあるもの
- ・ 法人の場合は、京都府内に本店または事業所を有するもの

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。
※特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、一部ご利用いただけない保証制度があります。

業種	資本金	従業員数
製造業等（運送業、建設業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれています。

- ① 農業（園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）、その他信用保証協会において不相当と認められる業種を営む方
- ② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方
- ④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない方
- ⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方
- ⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方
- ⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方
- ⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
- ⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人
- ⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

◆ 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円（無担保保証8,000万円含む）
組 合	4億8,000万円（無担保保証8,000万円含む）

国の施策による特別の資金を対象とした保証（特別保証）では、上表とは別に制度ごとの限度額が定められています。

◆ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- (1) 生活資金、投機資金
- (2) 転貸資金（組合転貸資金を除く。）
- (3) 金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

◆ 保証期間

運転資金 **5年**

設備資金 **7年**

- 運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
- 設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。

注）地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

◆ 連帯保証人

平成18年4月より原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

次のような方は連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を有している方
- ・営業許可名義人
- ・同一事業に従事する配偶者
- ・事業承継予定者 等

組合の場合は原則として代表理事のみ連帯保証人としませんが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員を連帯保証人とします。

◆ 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券および流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉

- ・市街化調整区域内の不動産
- ・農地、山林
- ・遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。）
- ・換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖および傾斜地等。）

信用保証の概要

◆ 責任共有制度

責任共有制度について

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

- ※1：X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。
- ※2：Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

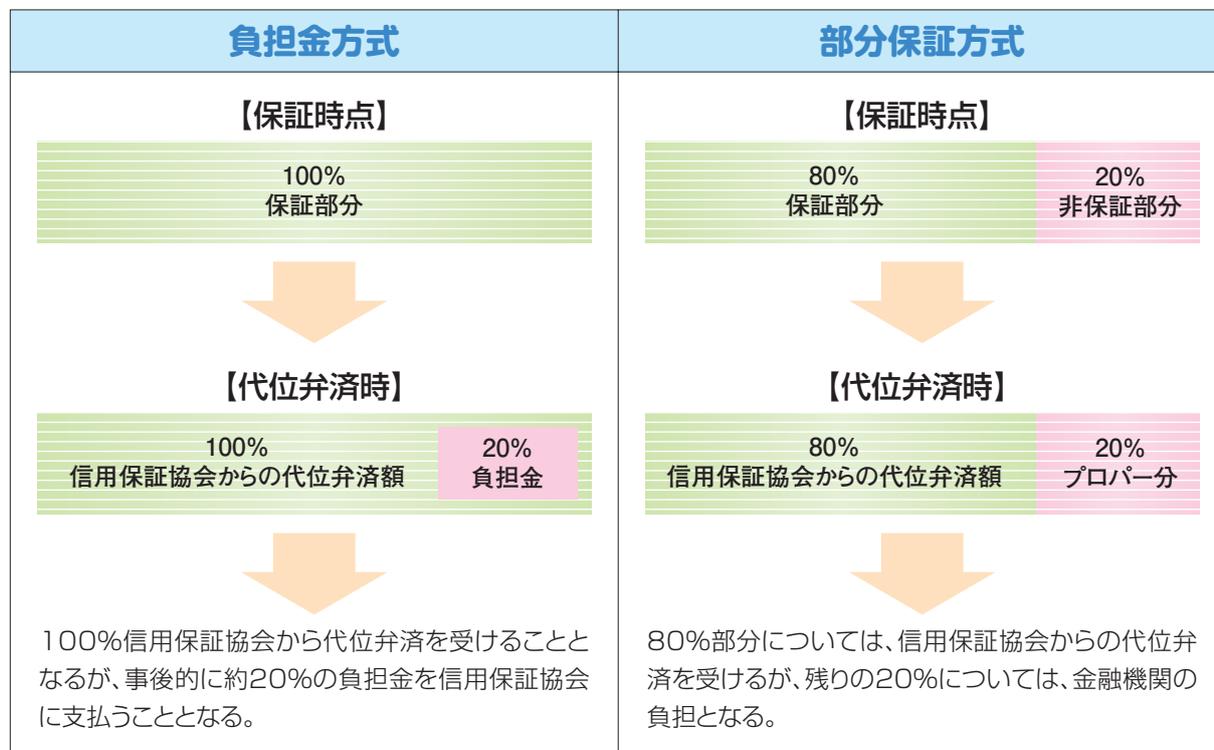
【部分保証方式】

金融機関が行う融資額の一定割合（80%）を保証する方式

$$\text{保証金額} = \text{貸付金額} \times 80\%$$

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象となります。

なお、対象から除かれる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連保険（セーフティネット）第1号～第6号にかかる保証
- ・ 創業等関連保険、創業関連保険にかかる保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証（NPO法人を除く）
- ・ 小口零細企業保証（下記参照）
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）

小口零細企業保証の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者向けに設けられた全国統一保証制度です。

なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合は融資額）により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の方は従業員数5人以下）
保証限度額	1,250万円 ※既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、1,250万円の範囲内
資金使途 保証期間等	運転資金 原則として5年以内 設備資金 原則として7年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付（根保証形式のものは除く）

信用保証の概要

◆ 信用保証料

信用保証料は、信用保証の対価としてお支払いいただく信用保証協会独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

（年率：％）

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
特殊保証(注)	責任共有保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	責任共有外保証料率	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

(注) 特殊保証料率は、極度保証（割引）、当座貸越（貸付専用型）根保証および事業者カードローン当座貸越根保証に適用します。

【定性要因による割引】

上記の基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

(1) 中小企業会計割引…0.1%の割引

国が推進する「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して決算書を作成し、税理士等が確認している中小企業者*1、または保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者*2

※1 責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証（特定社債保証および一括支払契約保証を除く）が対象です。

※2 一括支払契約保証を除く保証が対象です。

（株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社・土業法人が対象です。）

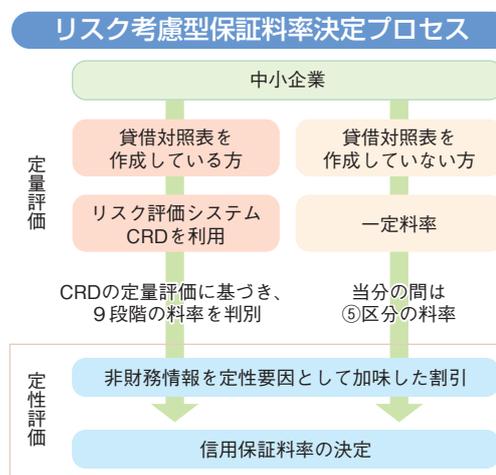
(2) 有担保割引…0.1%の割引

有担保保証を利用する場合

※セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

(3) 応援隊割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん資金ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府および京都市の制度融資（「一般資金」、「小規模企業おうえん資金」、「あんしん借換資金（経営力強化保証制度を除く。）」に限る。）を利用する場合



信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})}$$

均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月}(365\text{日})} \times \text{分割返済回数別係数}$$



返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、保証料を割引くための掛け目のことです。

主な融資制度の保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い、保証料率が高くなる中小企業者の負担軽減を図っています。



(年率：%)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
中小企業 支援融資	一般資金（無担保）	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
	小規模企業 おうえん資金	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	
		ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45	
	あんしん 借換資金	緊急枠	売上減少等（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
			経営力強化 保証制度	責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		責任共有外		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
		セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）								
	中小企業 下支え資金	一般枠（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
		セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）								
		経営改善 サポート保証枠	責任共有	0.75								
	責任共有外		0.90									
	中小企業 再生支援資金	長期資金	一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45
		短期フォロー アップ資金	一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		長期資金 短期フォロー アップ資金	セーフティネット枠	0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）								
一般枠（無担保）				1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.35
セーフティネット枠		0.90（セーフティネット保証1～6号） 0.75（セーフティネット保証7・8号）										
災害対策 緊急資金	開業一般型		0.50（創業等）									
	開業支援型		0.50（創業関連）									
	事業転換・多角化（無担保）	責任共有		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
		責任共有外		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
経営承継支援型（無担保）		1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45		

(部分について、保証料率を引き下げています。)

◆有担保保証の場合は割引保証料率が適用されるものがあります。

信用保証の概要

◆ 主な保証制度

(平成29年7月現在)

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	保証料率（年率）
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕 8,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人 2億円 組合 4億円 〔無担保保証〕 8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に…	2億8,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
事業者カードローン 当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 (〔普通保証〕の枠内)	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% (責任共有保証料率を記載しています)
長期経営資金保証 大口の資金を超長期でお求めの方に…	2億円 (〔一般保証〕の枠内)	運転資金 5年以上15年以内 設備資金 5年以上20年以内	年0.45%～年1.90% (責任共有保証料率を記載しています)
中小企業特定社債保証 直接金融により資金調達の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上 7年以内	年0.45%～年1.90%
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 (個別保証の場合は 1年以内)	年0.68%
創業等関連特別保証 創業を目指す方に…	1,500万円 (〔無担保保証〕の枠内)	10年以内	年1.00%
事業承継円滑化保証 円滑な事業承継のために…	〔一般保証〕 2億円 〔無担保保証〕 8,000万円	設備資金 15年以内	年1.15%

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

◆ 主な京都府・京都市協調融資制度（平成29年度）

(平成29年7月現在)

	制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率	
					金利優遇 制度	
中小企業 支援融資	一般資金 (中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	(取扱金融機関が 定める固定金利)	0.2% 引下げ	
セーフティ ネット 経営あんしん 融資	小規模企業 おうえん資金 (小規模企業・小規模組合)	運転・設備 10年以内	ベース枠1,250万円 【小口零細企業保証】 (保証協会の全ての保証付 融資残高を含み1,250万円) ステップアップ枠 1,250万円 (一般枠の無担保保証 8,000万円の範囲内)	事業実績 6か月以上 1年未満 の方は 合計500万円	年1.2%	年1.7% 年1.5%

	制度名 (対象者)	融資期間	融資限度額		融資利率
					金利優遇 制度
経営あんしん (セーフティネット) 融資	あんしん 借換資金	緊急枠 (売上減少等の中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%
		経営力強化保証制度 (認定経営革新等支援機関等の支援 を受ける中小企業者・組合)	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%
		セーフティネット枠 (セーフティネット保証の 中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円 無担保無保証人1,250万円 (小規模企業者等) (別枠のすべての保証付融資 残高を含み1,250万円)	年1.2% 借換の場合 年1.8%
	中小企業下支え資金 (認定経営革新等支援機関の 支援を得て、企業サポート委 員会の検討に基づき経営改善 計画を作成または決定した中 小企業者・組合)	運転・設備 10年以内 (ただし、特に必要と認め られた場合は15年以内)	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティ ネット保証 または事業 再生計画実 施 関 連 保 証の要件を 満たす方は、 別枠利用可	金融機関の 所定利率
	中小企業再生支援資金 (再生に強い意志を持ち、取扱金融 機関又は京都府中小企業再生支援 協議会の支援を得て再生計画を作 成した中小企業者・組合等)	<長期資金> 10年以内 (ただし、特に必要と認め られた場合は20年以内)	2億円	セーフティ ネット保証 認定を受け た方は別枠 利用可	金融機関の 所定利率
		<短期フォローアップ資金> 1年以内	無担保 8,000万円		
	災害対策緊急資金 (府・市が指定した災害等により被害を受けた中小企業者・組合)	運転・設備 10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	セーフティ ネット保証 認定を受け た方は別枠 利用可	年0.9%
産業活力推進融資	開業・経営承継 支援資金 (創業者・経営承継者)	運転・設備 10年以内	開業一般型	【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化から6か月未 満の場合は自己資金の範囲内	年1.2% (開業支援型・経営承継 支援型ともに、④は取扱 金融機関が定める固定金 利)
			開業支援型	【創業関連特別保証】 1,000万円 【支援創業関連特別保証】 1,500万円 【事業転換・多角化】 1,500万円 取扱金融機関独自融資との協 調要件(④)の場合は、独自融 資での借入額の範囲内	
			経営承継一般型	【経営承継関連特別保証】 有担保 2億円 無担保 8,000万円	
			経営承継支援型	有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関独自融資との協 調要件(④)の場合は、独自融 資での借入額の範囲内	

コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、コンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めて参ります。

◆ コンプライアンスの基本方針

● 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

● 質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

● 法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

● 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

● 地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

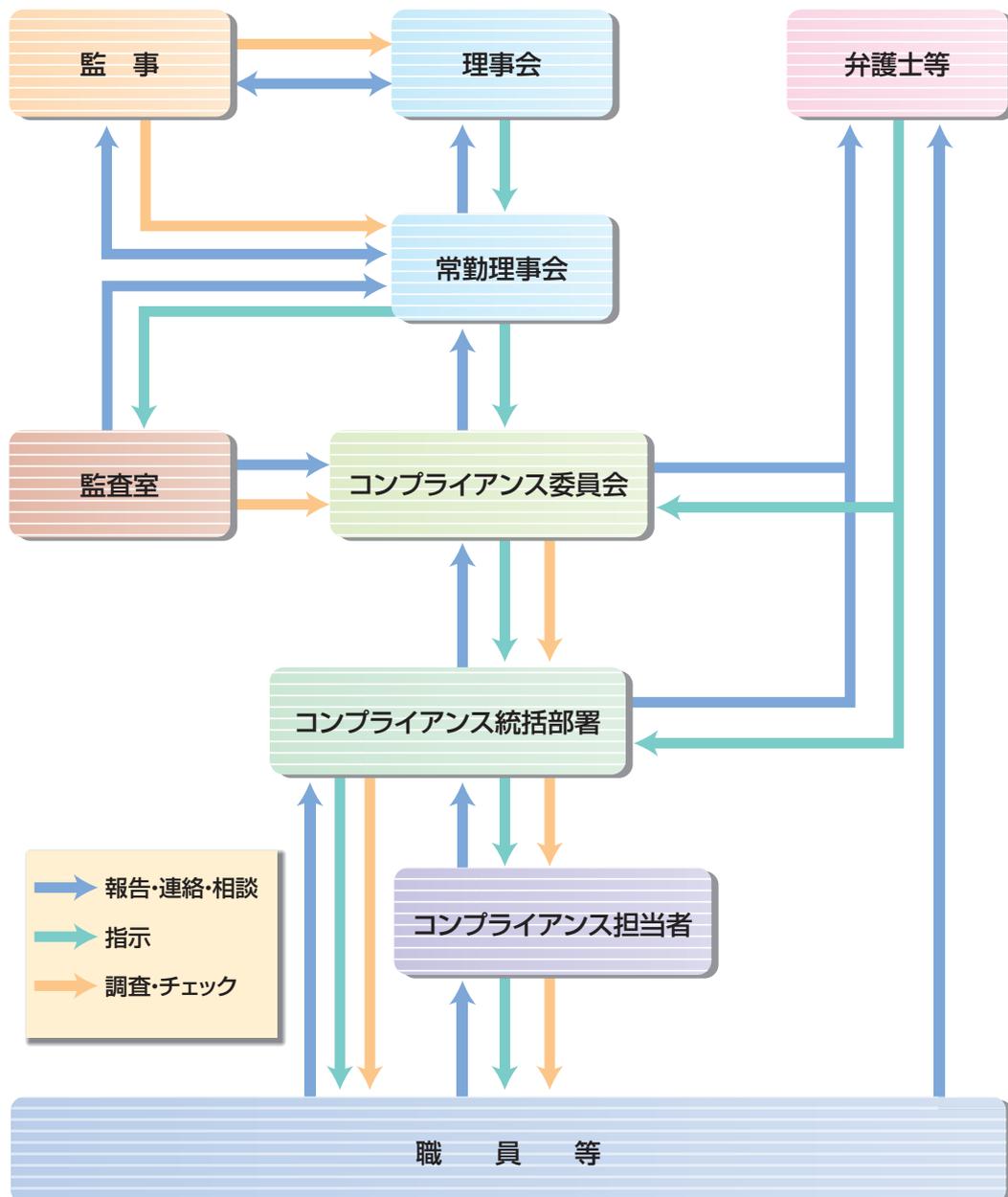
◆ コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を配布し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しております。

平成28年度においては、外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を実施するなど、積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図って参ります。

◆ コンプライアンス組織体制図



◆ 個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) ご請求の方法は、当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものいたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。
調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

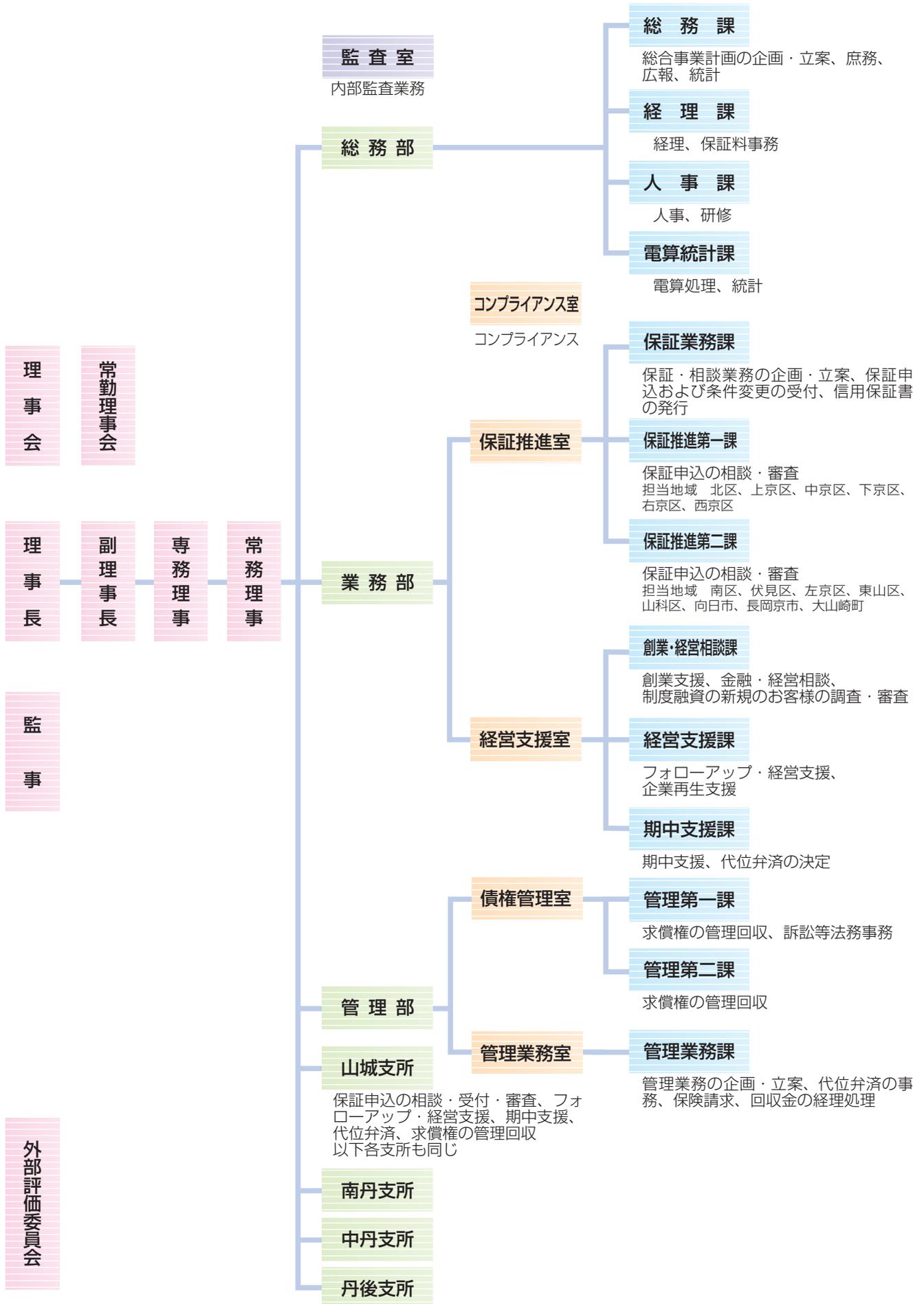
住 所：京都市右京区西院東中水町17番地(西大路通五条下る) 京都府中小企業会館内
 《手続に関する質問窓口》 《相談・苦情窓口》
部 署 名：京都信用保証協会総務部 業務部 管理部
電 話 番 号：075(314)7223 075(314)7221 075(314)7225
ホームページ：http://www.kyosinpo.or.jp/

役員構成

(平成29年6月22日現在)

理事長	麻 生 純	
副理事長	足 立 裕 一	
専務理事	嵯 峨 哲 夫	
常務理事	上 原 裕 史	
理事(非常勤)	兒 島 宏 尚	京都府商工労働観光部長
理事(非常勤)	池 田 正 義	京都府議会農商工労働常任委員長
理事(非常勤)	上 田 誠	京都市産業観光局長
理事(非常勤)	繁 隆 夫	京都市会産業交通水道委員長
理事(非常勤)	山 本 正	京都府市長会監事
理事(非常勤)	汐 見 明 男	京都府町村会長
理事(非常勤)	土 井 伸 宏	京都銀行協会会長
理事(非常勤)	増 田 壽 幸	京都信用金庫理事長
理事(非常勤)	白 波 瀬 誠	京都中央信用金庫理事長
理事(非常勤)	森 屋 松 吉	京都北都信用金庫理事長
理事(非常勤)	富 家 政 彦	商工組合中央金庫京都支店長
理事(非常勤)	渡 邊 隆 夫	京都府中小企業団体中央会会長
理事(非常勤)	沖 田 康 彦	京都府商工会連合会会長
理事(非常勤)	津 田 純 一	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事(非常勤)	中 野 淑 夫	公認会計士
監事(非常勤)	田 中 彰 寿	弁護士
監事	木 村 賢 二	

組織機構図



本所・支所のご案内



■本所



〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館内
TEL 075-314-7221 FAX 075-314-2034

■業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■業務部保証推進室の担当地域

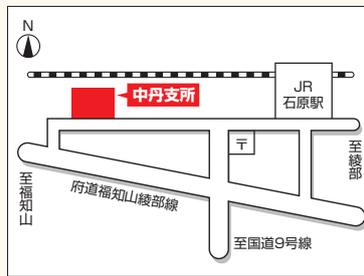
保証推進第一課／北区、上京区、中京区、下京区、右京区、西京区
保証推進第二課／南区、伏見区、左京区、東山区、山科区、向日市、
長岡京市、大山崎町

■丹後支所 業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡



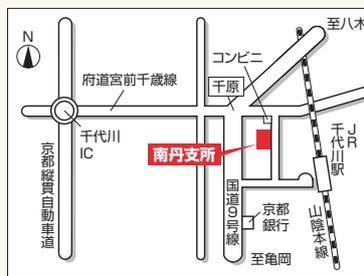
〒629-2503
 京丹後市大宮町周^す積2226番地3
 TEL 0772-68-0601
 FAX 0772-68-0613

■中丹支所 業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市



〒620-0804
 福知山市石原^い2丁目24番地
 TEL 0773-27-6156
 FAX 0773-27-6158

■南丹支所 業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡



〒621-0052
 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
 TEL 0771-22-1041
 FAX 0771-22-6737

■山城支所 業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



〒611-0033
 宇治市大久保町上ノ山37番地の3
 TEL 0774-43-8822
 FAX 0774-43-8899

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。



京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

<http://www.kyosinpo.or.jp/>

